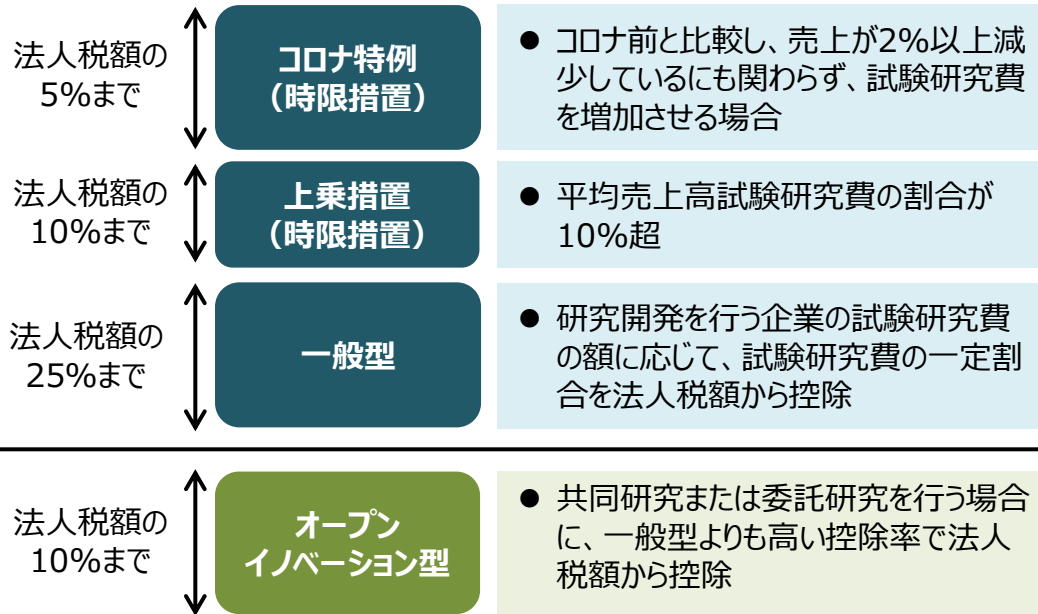


# 研究開発税制の概要

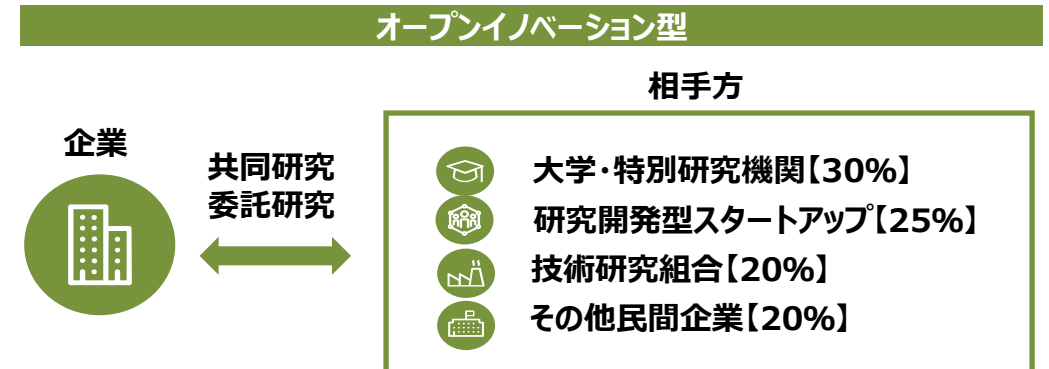
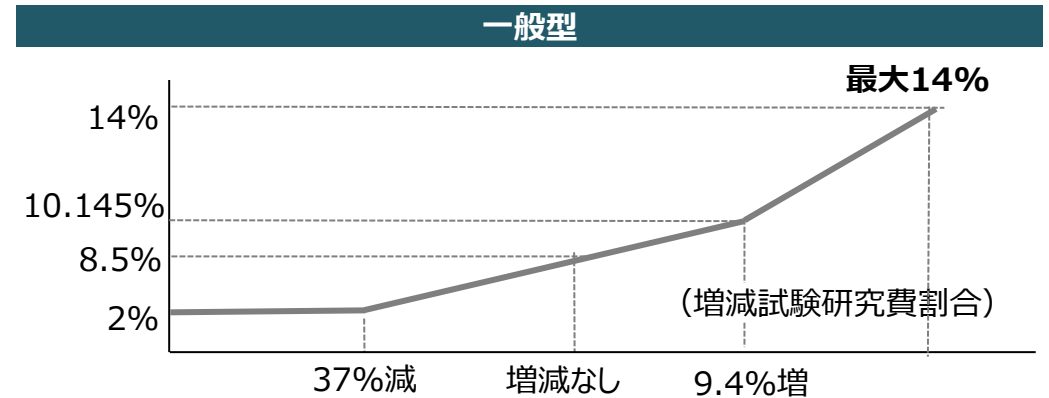
- 研究開発税制は、研究開発を行う企業が、**法人税額（国税）から、試験研究費の一定割合（2~14%）を控除**できる制度。控除できる金額は、原則として、**法人税額の25%**が上限。
- 民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、**イノベーション創出につながる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化**することを目的に措置。

## 現行制度

### ● 控除上限（法人税額の何%まで控除できるか）



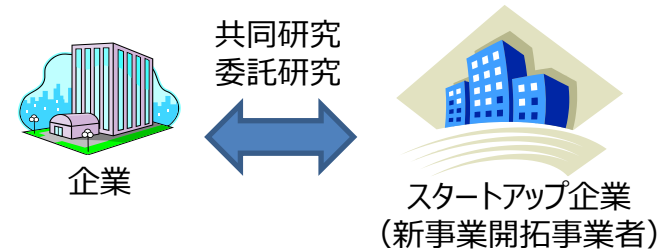
### ● 控除率（試験研究費の何%分を控除できるか）



# 令和5年度税制改正大綱（研究開発型スタートアップの範囲の拡大）

- オープンイノベーション型では、企業が、大学、研究機関、企業等と共同研究や委託研究を行う場合に、支出する試験研究費の一定割合（組む相手により20-30%となる）を法人税額（上限は法人税額全体の10%）から控除できる。
- 企業が革新的な新製品・新サービスを生み出すため、スタートアップの技術の取り込みが必要。また、スタートアップの事業成長の観点でも、事業会社との共同研究等の活用は非常に重要。
- 国内の既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを加速させるため、オープンイノベーション型において、共同研究等の対象となる研究開発型スタートアップの定義を見直し。

現状、企業がスタートアップ企業とオープンイノベーションを行った場合、控除率を25%とするには、産業競争力強化法に基づくファンドからの出資等が要件（控除率は通常20%）。



## 現行制度（約200社）

- ① 産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業
- ② 研究開発法人・大学発ベンチャー企業で一定の要件を満たすもの
  - A) 認定国立大学ファンドまたは研究開発法人が出資
  - B) 役員が研究開発法人・大学等の職を有している等

## 見直し後（2,000社超）

※以下を満たすスタートアップに経産省の証明書を交付

- ① 設立15年未満（設立10年以上の場合は営業赤字）
- ② 売上高研究開発費割合10%以上
- ③ スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合の出資先又は研究開発法人の出資先
- ④ 未上場の株式会社かつ他の会社の子会社ではないもの 等

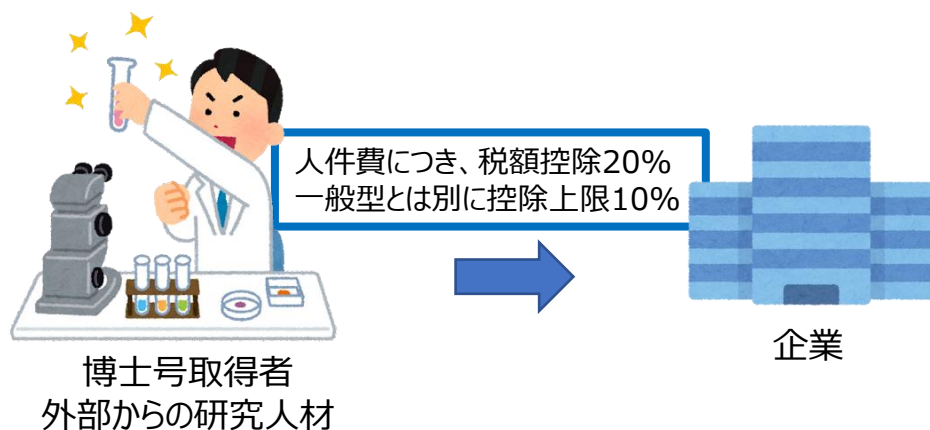
# 令和5年度税制改正大綱（先導的研究開発人材の活用・育成）

博士人材等の企業での活躍を、**税制**で後押しします

- 博士等の高度人材は、特許出願件数や論文引用件数などにおいて高い生産性を有しており、研究開発の重要な担い手
- 一方で、我が国の民間企業の研究者に占める博士号取得者の割合は諸外国と比べて低い

## 令和5年度税制改正大綱

**研究開発税制<sup>※1</sup>のオープンイノベーション型**において、**博士号取得者**や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用した場合、一定要件<sup>※2</sup>の下、**その人件費の一部を税額控除する制度**を新たに創設。



※1 企業が研究開発を行っている場合に、法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じた金額を控除できる制度

※2 要件（概略）

（1）これらの人材にかかる人件費の割合（A/B）が対前年度で3%以上増加

A：以下の者の人件費（工業化研究を除く）

①博士号を取得して5年以内の者（雇用された後に博士号を取得した者を含む）

②他の事業者で10年以上研究業務に専ら従事した人材（雇用から5年以内）

B：試験研究費のうち、人件費

（2）研究の内容を公募していること等

- イノベーションの源泉である博士人材等の、民間企業での活躍の場を拡大
- 博士号の取得という条件に特化した優遇措置は、税制全体でも初めて